

○栗東市中小企業振興会議設置要綱

平成 22 年 9 月 28 日

告示第 194 号

改正 平成 24 年 4 月 1 日告示第 65 号

平成 26 年 4 月 1 日告示第 86 号

平成 28 年 5 月 13 日告示第 74 号

(設置)

第 1 条 市及び中小企業者等が中小企業の振興方策について協働で検討するため、栗東市中小企業振興会議（以下「振興会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 振興会議は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に提案する。

(1) 栗東市中小企業振興基本条例に関すること。

(2) 栗東市商工振興ビジョンに関すること。

(3) 栗東市商工振興ビジョンロードマップに関すること。

(4) 栗東市商工振興ビジョンロードマップに基づく事業実施計画に関すること。

(5) 第 2 号から第 4 号までについての進行管理に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか中小企業の振興に関すること。

(組織)

第 3 条 振興会議は、委員 10 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 関係機関の代表者

(3) 関係団体の代表者

(4) 関係行政機関の職員

(5) 公募による市民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から 2 年とし、再任を妨げない。ただし委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第 5 条 振興会議に、会長及び副会長各 1 名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、振興会議を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故又は欠けたときはその職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、専門的な事項を調査するため、必要に応じて、振興会議に委員及び部会委員で組織する専門部会を置くことができる。

3 部会委員は、振興会議において選任し、会長が依頼する。

4 部会委員は、専門的な事項の調査を終えたときをもって、その任を終えるものとする。

(関係者の出席)

第7条 会長は、所掌事務について必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 振興会議の庶務は、環境経済部商工観光課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、振興会議の運営に関し必要な事項は、会長が振興会議に諮り別に定める。

附 則

この告示は、平成22年9月28日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日告示第65号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日告示第86号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年5月13日告示第74号)

この告示は、平成28年5月13日から施行する。

栗東市中小企業振興会議設置要綱

現行	改正案
<p>○栗東市中小企業振興会議設置要綱</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 振興会議は、次に掲げる事項について検討する。</p> <p><u>(1) 栗東市商工振興ビジョンの策定に関すること。</u></p> <p><u>(2) 栗東市商工振興ビジョンを推進し、及び具現化するための中小企業振興策に関すること。</u></p> <p><u>(3) (仮称) 栗東市中小企業振興基本条例の骨子の提言に関すること。</u></p> <p><u>(4) その他中小企業の振興に関し必要な事項に関すること。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から<u>2年とする</u>。ただし、委</p>	<p>○栗東市中小企業振興会議設置要綱</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 振興会議は、次に掲げる事項について検討し、<u>その結果を市長に提案する</u>。</p> <p><u>(1) 栗東市中小企業振興条例に関すること。</u></p> <p><u>(2) 栗東市商工振興ビジョンに関すること。</u></p> <p><u>(3) 栗東市商工振興ビジョンロードマップに関すること。</u></p> <p><u>(4) 栗東市商工振興ビジョンロードマップに基づく事業実施計画に関すること。</u></p> <p><u>(5) 第2号から前号に掲げる事項の進行管理に関すること。</u></p> <p><u>(6) 前各号に掲げるもののほか中小企業の振興に関すること。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から<u>2年とし、再任を妨げな</u></p>

員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 振興会議に、委員の互選により、会長1人及び副会長1人を置く。

2 (略)

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第6条 (略)

(関係者の出席)

第7条 (略)

(庶務)

第8条 (略)

(その他)

第9条 (略)

い。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 振興会議に、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 (略)

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代行する。

(会議)

第6条 (略)

(関係者の出席)

第7条 (略)

(庶務)

第8条 (略)

(その他)

第9条 (略)

附 則 (平成28年5月13日告示第74号)

この告示は、平成28年5月13日から施行する。